

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
規則第9条第5項第6号	<省略>	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	規則第9条第5項第4号	<省略>	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
規則第10条第3号口前段	<省略>	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	規則第10条第3号口前段	<省略>	本人の本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。